

北海道水防計画の修正の概要について

1 水防計画について

「北海道水防計画」は、水防法第7条の規定に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施のため、北海道が定めるもので、水防上必要な監視や警戒、通信及び連絡、輸送及びダム等操作、水防団や消防機関等の活動、水防管理団体相互の協力及び応援、水防に必要な資機材等の整備・運用について規定

2 修正の趣旨

- ・北海道地域防災計画における各種情報の連絡系統図との統一
- ・水防計画作成の手引き（令和4年8月）に沿った字句の修正や追記
- ・津波に関する水防警報について、国の規定と北海道水防計画が整合するよう修正